

2015 年 11 月 30 日
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

**みずほ銀行における「みずほ信託銀行の家族信託『安心の贈りもの』」
および「みずほ信託銀行の暦年贈与型信託『想いの贈りもの』」の
取扱開始について**

株式会社みずほ銀行（取締役頭取：林 信秀）は、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：中野 武夫）の信託代理店として、2015 年 11 月 30 日より、「みずほ信託銀行の家族信託『安心の贈りもの』」および「みずほ信託銀行の暦年贈与型信託『想いの贈りもの』」の取り扱いを開始いたします。

「みずほ信託銀行の家族信託『安心の贈りもの』」は、お客さまから信託していただいた金銭（信託金）を、みずほ信託銀行が安定的に管理・運用し、お客さまに相続が発生した際に、生前にご指定いただいたご家族（お受取人さま）が「一括」もしくは「定期的」にお受け取りいただける、元本保証・手数料無料の信託商品です。お受け取り方法は、「一時金型」と「年金型」の 2 つのタイプよりお選びいただけます。

「みずほ信託銀行の暦年贈与型信託『想いの贈りもの』」は、お客さまから信託していただいた金銭（信託金）を、みずほ信託銀行が安定的に管理・運用し、お客さまの贈与の意思に基づき、ご指定いただいたご家族（贈与を受ける方）にお振込・入金を行う、元本保証・手数料無料の信託商品です。毎年一定の時期に、みずほ信託銀行から郵送で、贈与のご意向の確認を行いますので、記録を残しながら、贈与をすすめることができます。

「みずほ信託銀行の家族信託『安心の贈りもの』」、「みずほ信託銀行の暦年贈与型信託『想いの贈りもの』」を、みずほ銀行の全国に広がる各拠点で取り扱いすることにより、お客さまの利便性の向上を目指してまいります。

〈みずほ〉は、今後も、グループ一体となった総合金融サービスを通じて、お客さまのさまざまなニーズにお応えしてまいります。

以 上